

# Vito 卓球場 利用規約

この本規約（以下、「本規約」といいます。）は、Vito 卓球場（以下、「運営者」といいます。）が運営・提供するスクール（以下、「スクール」といいます。）の利用条件を定めるものです。本スクールの利用に際しては、本規約に同意いただく必要があります。

## 第1条（定義）

本規約において、以下の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

「運営者」とは、Vito 卓球場を意味します。

「会員」とは、運営者の定める入会手続きを完了した者を意味します。

「コース・教室」とは、運営者が運営するスポーツスクールを意味します。

「レッスン」とは、運営者が会員に対して提供する Vito 卓球場の個人レッスン/グループレッスンを意味します。

## 第2条（本規約の適用）

1. 本規約は、会員と運営者との間の本スクールの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 運営者は本スクールに関し、本規約のほか、ご利用にあたっての営業時間、ルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。会員は、スクールの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。

## 第3条（入会）

会員は、運営者の定める入会手続きを完了することにより、スクールに入会することができます。

## 第4条（会費）

会員は、運営者が定める会費を支払うものとします。

## 第5条（レッスンの受講）

会員は、運営者の定めるレッスンの受講を受けることができます。

## 第6条（教室・レッスンの欠席・振替・キャンセル・変更）

会員は、当卓球場のシステムでの欠席・振替手続きまたは運営者に連絡することにより、教室を欠席または振替することができます。

予約システムでの欠席・振替は開始時間の 30 分前までにお願いいたします。

直前の欠席・お振替は運営者に連絡お願いいたします。

レッスンのキャンセル・変更は当卓球場のシステムでのキャンセル・変更手続き

またはレッスンの開催時間までに、運営者に連絡することにより、

レッスンをキャンセルまたは変更することができます。

時間を過ぎてのキャンセルや無断欠勤はサービス利用料の約 50%を負担いただきます。

ただしやむを得ない事情の場合、免除とさせていただきます。

#### 第 7 条（会員資格の喪失）

会員は、以下のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとします。

- ① 会費の支払を滞納した場合
- ② レッソンの受講に著しく遅刻または欠席した場合
- ③ レッスン中に運営者の定める規則に違反した場合
- ④ その他、運営者が会員資格の喪失を認めた場合

#### 第 8 条（損害賠償）

会員が、レッスン中に運営者のスクールや設備を毀損または損傷した場合、会員は運営者に損害賠償を支払うものとします。

#### 第 9 条（免責事項）

1. 運営者に故意又は過失がある場合を除き、会員が本スクールを利用する際に生じた怪我、事故、盗難被害等について、運営者は何等の責任を負わないものとします。なお、運営者の責めに帰すべき事由により、会員がレッスン中に負傷した場合、運営者の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 会員同士による行為やトラブルによる怪我、事故等が生じた場合、運営者は何等の責任を負わないものとし、会員同士の責任と費用において解決するものとします。
3. 運営者は、会員同士によるトラブルの解決のために、仲介等の何らの義務も負わないものとします。

#### 第 10 条（安全管理に関する事項）

会員は、レッスン中に安全に注意し、運営者の定める安全管理規則を遵守するものとします。

#### 第 11 (服装や持ち物に関する事項)

会員は、レッスンに適した服装や持ち物で参加するものとします。

#### 第 12 条 (禁止行為に関する事項)

会員は、レッスン中に以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 他の会員や講師に危害を加える行為
- ② レッソンの妨害となる行為
- ③ 運営者のスクールや設備を故意に毀損または損傷する行為
- ④ その他、運営者が禁止する行為

#### 第 13 条 (退会・休会・プラン変更に関する事項)

会員は、退会しようとする場合、解約希望月の前の月の 10 日までに運営者に申し出るものとし、運営者の別途定める方法及び内容に従い、退会手続きをとることができます。

なお、退会手続きが終了するまでの利用料等の支払いを免れることはできません。

会員は、休会する場合、退会と同様で前の月の 10 日までに運営者に申し出るものとし、運営者の別途定める方法及び内容に従い、休会手続きをとることができます。

また休会から復帰する場合も前の月の 10 日までに運営者に申し出るものとします。

毎月 10 日までの休会・復帰のお手続きで翌月からの適用、それ以降のお日にちだと翌々月からの適用となります。

各コースの休会の金額は以下となります。

- ・一般卓球教室⇒ 980 円/月(税込み)
- ・ちびっ子卓球コース・初級コース⇒1,100 円/月(税込み)
- ・中級・選手コース:⇒1,100 円/月(税込み)

#### 【注意点】

・年会費に関しましては、休会中も既存の契約を継続とさせていただきますが、新たな年会費契約の開始となりますので年会費は 3,000 円(税込)発生致します。

会員は、プラン変更する場合、退会・休会と同様で前の月の 10 日までに運営者に申し出るものとし、運営者の別途定める方法及び内容に従い、プラン変更手続きをとることができます。

#### 第 14 条 (苦情処理に関する事項)

会員は、運営者のサービスに不満がある場合、運営者に苦情を申し立てることができます。運営者は、誠実に対応いたします。

#### 第 15 条（本スクールの閉鎖）

1. 運営者は、自らの判断により、本スクールを閉鎖することができるものとします。
2. 以下のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく本スクールの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - ① 本スクールの保守点検または更新を行う場合
  - ② 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本スクールの提供が困難となった場合
  - ③ 本スクールの運営に必要な他社サービスの全部または一部の提供が停止・中断等した場合
  - ④ その他、運営者が本スクールの提供が困難と判断した場合
3. 運営者は、前二項に基づく本スクールの提供の停止または中断により、会員又は第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、運営者の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします

#### 第 16 条（利用制限および会員資格のはく奪）

運営者は、会員が以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、会員に対して、本スクールの全部もしくは一部の利用の制限、又は会員資格のはく奪その他の運営者が必要かつ適切と合理的に判断する措置を講じることができるものとします。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 利用料等の金銭債務の不履行又は遅滞があった場合
- ③ 運営者からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- ④ 本スクールについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- ⑤ 第 17 条の表明または確約に違反した場合
- ⑥ その他、運営者が適当でないと判断した場合

#### 第 17 条（表明保証）

会員は次の各号の事項を表明及び保証するものとします。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、今後もそうではないこと。
- ② 自らが法人等団体である場合において、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではなく、今後もそうではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、本スクールの利用に関して次の行為をしないこと。

- ア 運営者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- イ 偽計または威力を用いて運営者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- ⑤ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金、援助等を受け入れる行為をしないこと
- ⑥ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資本・資金、援助等を提供する行為をしないこと
- ⑦ その他前各号に準じる行為をしないこと

#### 第 18 条（個人情報取扱い）

運営者は、本スクールの提供に伴い取得する会員の個人情報については、運営者の「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱います

#### 第 19 条（通知または連絡）

1. 会員と運営者との間の通知または連絡は、運営者の定める方法によって行うものとします。
2. 運営者は、会員から、運営者が別途定める方式に従った変更届出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行います。
3. 前項の変更届出がなされていないことにより運営者からの通知が遅延または不着となった場合であっても、これらは、通常到達すべき時に会員へ到達したものとみなします。

#### 第 20 条（権利義務の譲渡の禁止）

1. 会員は、運営者の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。
2. 運営者は本スクールにかかる事業を他の者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の会員情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、合併、分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第 21 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 22 条（改定）

1. 運営者は、運営者が必要と判断した場合には、本スクールの目的の範囲内で、本規約

および個別規定を変更することができます。その場合、運営者は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日を、当該効力発生日より前に、このウェブサイト上に掲載する方法その他運営者が適当と判断する方法により会員に周知します。

2. 変更後の本規約および個別規定は、周知された効力発生日からその効力を生じるものとし、運営者は、必要に応じて、本規約を改定することができます。改定後の規約は、運営者の Web サイトに掲載した時点から効力を生じるものとし、

#### 第 23 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本スクールに関して紛争が生じた場合には、運営者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、2026 年 2 月 20 日より施行